平成26年第2回安堵町議会定例会

(第1日)

日時 平成26年6月5日(木)午前10時 場所 安堵町役場 議場

- 1 応招議員 10名
 - 1 番 森 \mathbb{H} 瞳 2 番 淺 野 勉 番 植 田 英 和 番 中 本 幸 3 4 5 番 島 田 正 芳 6 番 松 田 和 代 7 番 松 本 番 敏 正 弘 8 畄 Щ 9 番 中 幹 男 番 福 井 夫 田 1 0 保
- 2 出席議員 10名
- 3 欠席議員 0名
- 4 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成瀬 博 書 記 吉川 明宏

5 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 西本 安博 副 町 長 北田 秀章 教 育 長 楮山 素伸 総務部門理事 統 括 理 事 寺前 高見 近藤 善敬 兼総務課長 民生部門理事 事業部門理事 磯部 あさみ 堀口 善友 兼健康福祉課長 兼産業建設課長 会計管理者 喜多 君美代 総合政策課長 富井 文 枝 税務課長 中野 彰宏 住民課長 堀川 雅央 人権同和対策課長 大星 義博 史生 上下水道課長 石橋

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1号:平成25年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 4 報告第 2号:平成25年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

について

日程第 5 報告第 3号: 専決処分の承認を求めることについて

(平成26年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第

1号) について)

日程第 6 報告第 4号: 専決処分の承認を求めることについて

(平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予

算(補正第1号)について)

日程第 7 議案第 1号:安堵町立安堵中学校給食施設整備工事の請負契約の締結につい

7

日程第 8 議案第 2号: 町道路線の認定について

開 会 午前10時

議長(山岡 敏) おはようございます。

ただいまの出席議員10名です。

定足数に達していますので、平成26年第2回安堵町議会定例会を開会します。

議長(山岡 敏) 直ちに本日の会議を開きます。

議長(山岡 敏) 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長(西本安博) はい。

議長(山岡 敏) はい、町長どうぞ。

(西本町長 登壇)

町長(西本安博) え、皆さん、おはようございます。

あの、まばゆい新緑と心地良い初夏の風を感じる季節でございます。今、ちょうど 田植えの時期でもありますが、田園が広がる町内では、え、四季の花々が彩りを添え、 え、四季の移ろいを身近に楽しめるところでございます。

え、そんな折、平成26年第2回定例会を招集いたしましたところ、皆様におかれましては、あ、時節柄大変お忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

え、さて、安堵町におきましては、今年4月から、あ、町における防犯・防災に関する情報やイベントなどの情報を、メールでお知らせするサービスを開始いたしました。

これは特に、防災、気象、地震に関する情報、避難情報などを配信し、住民の皆様に安全を確保していただくために、大変役立つものでございます。

合わせて、現在検討中の、コミュニティ無線の音声到達実験を実施いたしました。 え、将来的には、既に実施しておりますエリアメールと町からのメール配信サービス、 そして、コミュニティ無線、これらのシステムを上手く活用し、住民の安全・安心の 確保のために、情報伝達の充実にさらに努めてまいりたいと考えているところでござ います。

え、また、8月21日に天理市で開催される奈良県消防繰法大会に、生駒郡を代表 して、安堵町消防団が出場することになり、4月25日に結団式が挙行されました。 5月の連休明けから、教官の指導の下、訓練が開始されています。

日々真剣に訓練に取り組んでいる様子を目の当たりにいたしまして、大いに頼もし く感じているところでもございます。

さて、本日提案させていただきます案件は、繰越明許費繰越計算書についての報告が2件、平成26年度補正予算の専決処分の報告が2件、中学校給食施設整備事業工事請負契約の締結が1件、そして、町道路線の認定が1件の合計6件でございます。

え、それでは、順を追って概要を説明させていただきます。

まず、報告第1号 平成25年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。

これにつきましては、3月定例会におきまして、平成25年度から平成26年度への繰越明許費として、議決をいただいたものについて報告するものでございます。

内容といたしましては、え、子ども・子育て支援新制度事業、下水道事業特別会計 への繰出金、安堵中学校給食施設整備事業、同施設の太陽光整備事業の4件で、翌年 度繰越額は、合計2億5,150万9千円でございます。

次に、報告第2号 平成25年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書 についてでございます。

これにつきましても、3月定例議会におきまして、繰越明許費として議決をいただいたもので、流域下水道事業として、160万円を翌年度に繰り越しするものでございます。

次に、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)について)でございます。

え、今回の補正につきましては、平成25年度において、前期高齢者給付金の大幅な歳入減により、6,008万6千円の予算不足となりましたので、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成26年度の歳入をもって、前年度繰上充用金として増額補正したものでございます。これにつきましては、5月30日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し承認を求めるものでございます。

次に、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第1号)について)でございます。

これにつきましては、平成25年度決算において、歳入に2,410万4千円の不足が生じましたので、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成26年度の歳入をもって、前年度繰上充用金として増額補正したものでございます。5月30日に専決処分をいたしましたので、議会に報告し承認を求めることについてでございます。

え、次に、議案第1号 安堵町立安堵中学校給食施設整備工事の請負契約の締結についてでございます。

え、かねてからの懸案となっておりました、安堵中学校の給食施設整備に係る工事 の請負契約について、5月23日に指名競争入札を実施いたしました。

不落であったため、随意契約となりましたが、契約者は決定いたしましたので、同

契約の締結に関し、議会の議決を求めるものでございます。

え、最後に議案第2号 町道路線の認定についてでございます。

土地開発行為による道路について、都市計画法第39条及び第40条の規定に基づき、帰属を受けたために認定を受けるものでございます。

以上、大筋について説明をいたしましたが、細部につきましては、その都度担当課 長より説明をさせますので、御審議願いまして、御承認御可決賜りますよう、よろし くお願い申し上げます。以上でございます。

.....

議長(山岡 敏) はい、ありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいりたい と思います。

議長(山岡 敏) 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により10番 福井保夫 議員、1番 森田瞳議員を指名します。

議長(山岡 敏) 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から18日までの14日間にいたしたいと思います。 これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から18日までの14日間とすることに決定いたしました。

議長(山岡 敏) 続いて、日程第3 報告第1号「平成25年度安堵町一般会計繰越明許 費繰越計算書について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(山岡 敏) はい、富井総合政策課長。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) おはようございます。

総合政策課富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは報告第1号 平成25年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について 御説明させていただきます。

先の臨時議会及び定例議会におきまして、平成25年度から平成26年度への繰越明許費について御承認いただきました4事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、議会に御報告するものでございます。

それでは、2枚目、平成25年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

事業の内容につきましては、一つ目の、子ども・子育て支援新事業と、二つ目の下水道特別会計への繰出し金につきましては3月議会で、三つ目の中学校給食施設に係る建設費用につきましては10月の臨時議会で、四つ目の中学校給食施設に設置する太陽光発電整備につきましては、12月議会で御説明のほうをさせていただいておりますので、財源内訳のみの御説明とさせていただきます。

款3、民生費、項2、児童福祉費。

事業名 子ども・子育て支援新制度事業。

金額600万円、これは議会におきまして御承認いただきました翌年度に繰り越して使用できる限度額でございます。

翌年度繰越額600万円、全額を翌年度に繰り越しさせていただきます。

この財源内訳でございますが、県支出金433万7千円、残り166万3千円は一般財源をもって充てさせていただきます。

款7、土木費、項3、都市計画費。

事業名 下水道事業特別会計繰出金。

金額10万円、翌年度繰越額10万円。

財源内訳でございますが、全額一般財源をもって充てさせていただきます。

款9、教育費、項1、教育総務費。

事業名 中学校給食施設設備事業。

金額2億2,132万5千円、翌年度繰越額2億2,132万5千円。

財源内訳でございますが、国庫支出金1,171万円、町債1億4,360万円、 残り6,601万5千円は一般財源をもって充てさせていただきます。

同款、同項、事業名 中学校給食施設太陽光設備整備事業。

金額2,408万4千円、翌年度繰越額、2,408万4千円。

財源内訳でございますが、国庫支出金、1,200万円、町債900万円、残り308万4千円は一般財源をもって充てさせていただきます。

合計といたしましては、金額2億5,150万9千円、翌年度繰越額2億5,15

0万9千円。

財源内訳、国庫支出金2,371万円、県支出金433万7千円、町債1億5,260万円、残り7,086万2千円は一般財源をもって充てさせていただきます。 それでは、議案書を朗読いたします。

報告第1号 平成25年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書について 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき、 平成25年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。 平成26年6月5日報告

安堵町長 西本安博

次の平成25年度安堵町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、先ほどの 御説明と重複いたしますので、割愛のほうさせていただきます。

以上です、報告の方よろしくお願いいたします

議長(山岡 敏) はい、ありがとうございました。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、質疑なしと認めます。

議長(山岡 敏) 以上で、報告第1号を終結いたします。

議長(山岡 敏) 続いて、日程第4 報告第2号 「平成25年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長(石橋史生) はい、議長。

議長(山岡 敏) はい、石橋上下水道課長。

(石橋上下水道課長 登壇)

上下水道課長(石橋史生) おはようございます。上下水道課石橋でございます、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報告第2号 平成25年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計

算書について御説明させていただきます。

先の3月議会におきまして、議決をいただきました平成25年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、今回の議会におきまして報告を行うものでございます。

内容といたしましては、県の流域下水道の市町村建設負担金の繰越明許費に係る歳 出予算の経費の内訳等でございます。

それでは次のページを御覧ください。

え、平成25年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。

款1、下水道事業費、項2、水道建設費、事業名、流域下水道事業、え、金額といたしまして160万円、翌年度繰越額が160万円。

左の財源内訳といたしまして、町債が150万円、一般財源が10万円でございます。合計につきましても同額でございます。

それでは、1ページ戻っていただきまして、え、報告、え、議案書のほう朗読させていただきます。

報告第2号 平成25年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき、 平成25年度安堵町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告する。

平成26年6月5日

安堵町長 西本安博

以上、御報告させていただきます。 御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(山岡 敏) はい、ありがとうございます。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、質疑なしと認めます。

議長(山岡 敏) 以上で、報告第2号を終結いたします。

議長(山岡 敏) 続いて、日程第5 報告第3号 「専決処分の承認を求めることについ

て(平成26年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)について)」を 議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長(堀川雅央)はい、議長。

議長(山岡 敏) はい、堀川住民課長。

(堀川住民課長 登壇)

住民課長(堀川雅央) おはようございます、住民課堀川でございます、よろしくお願いい たします。

それでは、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度安堵 町国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)について)説明させていただきます。

本補正につきましては、平成25年度国民健康保険特別会計決算におきまして、6,008万6千円の不足が生じました。

地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成26年度国民健康保険特別会計におきまして前年度繰上充用金として、同額の6,008万6千円の増額補正を行うものでございます。

また、平成25年度会計の出納閉鎖までにこれを行わなければならず、え、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成26年5月30日の専決処分とさせていただき、同条第3項の規定により報告するものでございます。

それでは、詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。

補正予算書7ページをお願いいたします。

歳出の部、款11.前年度繰上充用金、項1.前年度繰上充用金、目1.前年度繰上充用金で6,008万6千円の増額。

これは平成25年度国民健康保険特別会計の形式的収支の補填分でございます。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

収入の部、款8. 諸収入、項1. 雑入、目2. 歳入欠陥補填収入を持って全額を充てさせていただきます。

以上でございます、え、それでは議案書を朗読させていただきます。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)について)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、平成26年度安堵町国民健康保険特別会計(補正予算補正第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求める。

平成26年6月5日報告

安堵町長 西本安博

次のページをお願いします。

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、平成26年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)を別紙のとおり専決処分する。

平成26年5月30日専決

安堵町長 西本安博

補正予算書1ページをお願いいたします。

平成26年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)

平成26年度国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

- 第1条 歳入歳出予算の増額に、歳入歳出それぞれ6,008万6千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億8,098万6千円とする。
- 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

平成26年5月30日専決

生駒郡安堵町長 西本安博

次のページをお願いいたします。

第一表歳入歳出予算補正

歳入の部

款8.諸収入、項1.雑入、補正前の額3,186万5千円、補正額6,008万6千円、計9,196万1千円。歳入合計補正前の額9億2,090万円、補正額6,008万6千円、計9億8,098万6千円。

次のページ3ページをお願いいたします。

歳出の部

款11.前年度繰上充用金 1.前年度繰上充用金、補正前の額0円、補正額6,008万6千円、計6,008万6千円。歳出合計、補正前の額9億2,090万円、補正額6,008万6千円、計9億8,098万6千円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます、以上でございます。

御審議、御承認のほどよろしくお願いいたします。

議長(山岡 敏) はい、ありがとうございました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、質疑なしと認めます。

議長(山岡 敏) これより討論を行います。 討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、討論なしと認めます。

議長(山岡 敏) これから報告第3号を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、異議なしと認めます。 報告第3号は、原案のとおり承認されました。

議長(山岡 敏) 続いて、日程第6報告第4号「専決処分の承認を求めることについて (平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第1号)について)」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

人権同和対策課長(大星義博) はい、議長。

議長(山岡 敏) はい、大星人権同和対策課長。

(大星人権同和対策課長 登壇)

人権同和対策課長(大星義博) よろしくお願いいたします。

それでは、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度安堵 町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第1号)について)説明させてい ただきます。

本補正につきましては、平成25年度におきまして、資金等の改修には鋭意努力を いたしておりますが、歳入欠損が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規 定により平成26年度予算に繰上充用金として予算計上するものでございます。

なお、出納閉鎖期間が5月31日となっていることにより専決処分とさせていただきました。

詳細につきまして、補正予算書より説明させていただきます。

補正予算書7ページをお願いいたします。

歳出

款3. 前年度繰上充用金、項1. 前年度繰上充用金、目1. 前年度繰上充用金で平成25年度補充するための費用2,420万4千円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、1ページ戻っていただきまして、

歳入

款 2. 諸収入、項 2. 雑入、目 1. 歳入欠陥補填収入を充てさせていただきます。 それでは、報告書を朗読させていただきます。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第1号)について)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し議会の承認を求める。

平成26年6月5日報告

安堵町長 西本安博

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第1号)を別紙のとおり専決処分する。

平成26年5月30日専決

安堵町長 西本安博

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第1号)

平成26年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(補正第1号)は、 次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,410万4千円を追加し、歳 入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,628万4千円とする。
- 2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、「第一表歳入歳出予算補正」による。

平成26年5月30日専決

生駒郡安堵町長 西本安博

2ページお願いいたします。

第一表歳入歳出予算補正を朗読いたします。

歳入

款2. 諸収入、雑あ、すみません項2. 雑入、補正前の額0円、補正額2, 410万4千円、計2, 410万4千円。

歳入合計といたしまして、補正前の額218万円、補正額2,410万4千円、歳入合計2,628万4千円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出

款3.前年度繰上充用金、項1.前年度繰上充用金、補正前の額0円、補正額2, 410万4千円、計2,410万4千円。

歳出合計といたしまして、補正前の額218万円、補正額2,410万4千円、歳出 合計2,628万4千円。

なお、次のページ以降の事項別明細書につきましては、先ほど説明させていただきましたので割愛させていただきます、以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(山岡 敏) はい、ありがとうございました、これより質疑を行います。 質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、質疑なしと認めます。

議長(山岡 敏) これより討論を行います。 討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、討論なしと認めます。

議長(山岡 敏) これから報告第4号を採決します。 お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、異議なしと認めます。

議長(山岡 敏) 続いて日程第7 議案第1号「安堵町立安堵中学校給食施設整備工事の 請負契約の締結について」を議題といたします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

教育長(楮山素伸) はい、議長。

議長(山岡 敏) はい、楮山 教育長。

(楮山教育長 登壇)

教育長(楮山素伸) おはようございます。教育長の楮山でございます、どうぞよろしくお 願いいたします。

それでは、本日上程させていただきました議案につきまして、5千万円以上の請負契約であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年安堵村条例第2号)第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案第1号 安堵町立安堵中学校給食施設整備工事の請負契約の締結についてを御説明させていただきます。

本契約につきましては、本年3月7日に一般競争入札にて執行する予定のところ全 社辞退により不調に終わりました。

その後、再入札を行うべく設計変更等の諸手続を行い、去る5月23日午前10時 より再度指名競争入札として執行をいたしました。

入札を3回実施いたしましたが、予定価格を下回らず不調となったため、やむを得ず最低価格業者と交渉の結果合意に至り、不落随意契約として仮契約を締結いたしました。

したがいまして、本日議会の議決を賜るために上程をさせていただいたところです。 御承認をいただきまして、本契約と読替え、速やかに着工を図ってまいる予定でご ざいます。

なお、工期は議会の議決承認後から平成27年1月30日までの8ヶ月を見込んで おります。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第1号 安堵町立安堵中学校給食施設整備工事の請負契約について

安堵町立安堵中学校給食施設整備工事に係る請負契約の締結について次のとおり契 約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条 例(昭和39年安堵村条例第2号)第2条の規定により議会の議決を求めるものでご ざいます、求める。

平成26年6月5日提出

安堵町長 西本安博

記

- 1、契約の目的、安堵町立安堵中学校給食施設整備工事
- 2、契約の方法、指名競争入札(不落随意契約)
- 3、契約の金額、2億952万円(うち消費税として1,552万円)
- 4、契約の相手方、奈良県大和郡山市井戸野町124番地の2 株式会社クラハラ 代表取締役 倉原 定

以上でございます、よろしく御審議のうえ御議決賜りますようお願いいたします。

議長(山岡 敏) はい、ありがとうございます。 これより質疑を行います。 質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、質疑なしと認めます。

議長(山岡 敏) これより討論を行います。 討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、討論なしと認めます。

議長(山岡 敏) これより議案第1号を採決します。 この採決は、起立によって行います。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(山岡 敏) はい、ありがとうございます。 全員でございます。

議長(山岡 敏) よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長(山岡 敏) 続いて、日程第8議案第2号「町道路線の認定について」を議題といた します。

本案につき提案理由の説明を求めます。

事業部門理事(堀口善友) はい、議長。

議長(山岡 敏) はい、堀口事業部門理事。

(堀口理事 登壇)

事業部門理事(堀口善友) おはようございます、堀口でございます、よろしくお願いいた します。

それでは、議案第2号 町道路線の認定について御説明申し上げます。

この道路につきましては、え、橿原市にございます松平建設株式会社が、本町内の 大字東安堵72番地他におきまして開発行為を行ったことに伴い、造成された道路の 帰属を受け都市計画法第39条及び第40条の規定に基づき今回町道に認定させてい ただくものでございます。

え、それでは当該道路の位置でございますが、議案書最後のページを御覧ください。 本町のほぼ北端にございます、かつて第一電線株式会社がございましたが、その跡 地を利用した開発行為に伴うものでございます。

え、1ページお戻りください、当該道路の路線番号は353、路線名は東安堵131号線、起点は東安堵字中島72-3、終点は同字72-6、幅員につきましては最少5.0、最大13.9メートルでございます。そして、延長は27.9メートルでございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第2号 町道路線の認定について

町道路線は別紙のとおり認定することについて、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成26年6月5日提出

安堵町長 西本安博

以上でございます、え、御審議、御可決のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(山岡 敏) はい、ありがとうございました、これより質疑を行います。 質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、質疑なしと認めます。

議長(山岡 敏) これより討論を行います。 討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、討論なしと認めます。

議長(山岡 敏) これより議案第2号を採決します。 この採決は、起立によって行います。 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(山岡 敏) はい、全員でございます。

議長(山岡 敏) よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長(山岡 敏) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。スムーズな議事進行ありが とうございました。

次の本会議は、明日6日午前10時から開会いたしますのでよろしくお願いいたします。

本日は、これをもって散会といたします。

散 会 10時39分